

(様式第2号)

## 会 議 録

平成31年3月29日作成

会 議 の 名 称	第7回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	平成30年10月12日(金) 午後1時30分 ~ 午後2時49分		
会 議 の 開 催 場 所	役場3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

## 第7回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年10月12日(金)午後1時30分～午後2時49分

2. 場 所 役場3階 委員会室

3. 議事日程

【報告】

①農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【審議】

①生産緑地地区の指定に係る意見照会について

4. 出席者

(委員)

会長 大西 義雄 会長代理 浅田 泰男 委員 栗辻 喜久雄

委員 井上 謙一 委員 種田 悟 委員 柏原 縁

委員 川村 脩一 委員 木村 修

委員 田中 幸造 委員 中村 清司

委員 西田 尚弘 委員 藤原 弘

(事務局)

局長 名越 誠治 次長 佐藤 成一 課長 馬場田 耕平

担当 西崎 大樹

5. 欠席者 2名

6. 傍聴人 2名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 井上 謙一

署名委員 種田 悟

<p>事務局</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の西崎です。よろしくお願いいたします。それでは、座って進行させていただきます。</p> <p>本日の案件でございますが、報告案件が、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」の1件、審議案件が、「生産緑地地区の指定に係る意見照会について」の1件となっております。</p> <p>会長あいさつに先立ちまして、会議中の発言につきまして改めて皆様にお願ひでございます。農業委員会の審議は公開されておまして、個人情報保護の観点から会議で発言される際は特に申請者等のお名前、ご住所、それから審議されている農地の所在等の個人情報が特定される、個人が特定される可能性のある情報につきましては発言を控えていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、会長にごあいさつをいただきます。大西会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まり願ひましてありがとうございます。中には秋植え、稲刈りで忙しいという方もおられるのではないかと思います。</p> <p>また今年はいろいろと台風、地震、大雨と3つともこの大阪北部のほうに来て大変だったんですけども、やっところへきて落ちついてきたかなということで、それから今日も気温も下がってきて秋らしくなってきた、安定するのではないかなと思っております。</p> <p>今日は先ほども司会からご紹介がありましたように生産地区の生産緑地、地区の指定のかかわる意見照会ということで、いよいよ島本町のほうも生産緑地を避けられないんですけども。他の農業新聞では7つぐらいのシカキと話して300平米の面積でもできるというふうに出られてるといふふう聞いておりますけど。</p> <p>今までは市街化区域農地としては農地転用をして、早く市街化にしていくという目的であったんですけども、ここへきて人口も減りぎみになっているし、ところが6大都市の都市空間がなくなってきたということから自然災害等々のときとかね、そのときに逃げ場がないとかいったことでその辺を、開発する土地と開発しない土地と区別していこうやないかということで、農地所有者の方のご協力を得られるなら生産化ということにしたり、あるいは調整区域と併用ということもできるんですけども、そういう</p>

	<p>ことをして市街化区域の農地を確保していこうと、こういうことでございます。</p> <p>ただ、することによって協力者のほうは減税されたりいろいろなことが、メリットは踏むんですけど、大きなデメリットとしては土地の評価が落ちてしまうとか、三十年売れないとかということ、そんなかなりデメリットのほうも大きくてその辺は近いうちから個人個人で腹をくくってしてもらおうということになろうと思いますけど、その辺で先立って島本町のほうも説明会をされまして、今日はそれに対して1度やってみたくて、やっているよということで出てきておりますんで、その意見照会を審議事項の中ではやっていきたいと思っておりますので。ご意見をお願いしたいと思っております。以上、簡単ではございますけど以上です。先立ちましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長をお願いいたします。大西会長、お願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委員14名中、出席委員が12名、欠席委員が2名であり、島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。</p> <p>井上 謙一委員、種田 悟委員をお願いいたします。</p> <p>次に、本日の傍聴者はありますか。</p>
事務局	<p>傍聴者が2名おられます。</p>
議長	<p>議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございますが、傍聴を認めてよろしいでしょうか。</p> <p>異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p> <p>それでは、議案に入ります。まず、報告案件の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」を、事務局から説明を願います。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、報告案件の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」をご説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>本件は、広瀬1丁目の4筆の農地を露天駐車場に転用するための届け出でございます。地番、地目、面積、届け出者はご覧のとおりとなっております。</p> <p>2ページが届け出書、3ページ、4ページが公図、5ページが位置図、6ページから17ページまでが登記事項証明書、18ページが現況写真、19ページが利用計画図、20ページが受理通知書でございます。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明のありました案件について、質疑応答に入ります前に、本件につきましては、田中委員にかかわる事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、田中委員は議事参与が制限されます。田中委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(田中委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>田中委員には一時退席していただきました。</p> <p>それでは、担当の中村委員からただいま事務局から説明された内容について補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは補足説明ということで、今のところ何も聞いていません。この書いてあるとおりで露天駐車場ということで今回また出されました。前回もそのようなことで一遍了解をしておりましたが、今回またこういう形で提出されましたのでよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま、中村委員から補足説明は特にないということですが、委員の皆さんのほうからご意見、ご質問等がありましたら、お受けをしたいと思います。</p> <p>これは市街化区域外の農業委員会会長に対する届け出案件でございます。特に発言がないようでございますので、質疑を終結し報告を受けたものとしてよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(「意義なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、田中委員の議事参与制限を解除いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">(田中委員 着席)</p> <p>それでは、審議案件に入ります。「生産緑地地区の指定に係る意見照会について」を事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、審議案件の「生産緑地地区の指定に係る意見照会について」の説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>生産緑地地区の指定につきましては、都市計画課において、平成30年8月4日から9月3日まで、申請の受け付けが行われ、18件の申請がございました。22ページの文書は、この18件の農地について、農業委員会による現地確認と、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>この文書に基づき、9月21日から10月4日の間に、計6名の農業委員と、都市計画課、農業委員会事務局で現地確認を実施いたしました。</p> <p>本議案は、現地確認の結果をもとに、18件の農地について、農業委員会として、生産緑地の指定に適しているか否かの意見をお伺いするものでございます。</p> <p>23ページから26ページまで、18件の農地の場所を示した地図を添付しておりますので適宜ご参照ください。</p> <p>このあとの審議方法でございますが、事務局といたしましては、まず、西田委員に現地確認を行っていただいた2件について、事務局が説明を行った後で、西田委員に結果を報告していただき、この2件について質疑応答を行いまして、指定に適しているか否かの採決をしていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>その後ですが、同様の流れで栗辻委員が現地確認された1件、田中委員が現地確認された1件、浅田委員が現地確認された9件、木村委員が現地確認された2件、井上委員が現地確認された3件の順でご審議いただき、全18件の賛否が決定した後、島本町への回答の文書の内容についてご審議いただきたいと思います。</p> <p>それでは、1件目の申請に入ります。議案書の27ページをご覧ください。このページが申請書でございます。続きまして28ページですが、申請者以外に権利を持っている方がいらっしゃる場合に記入していただく同意書でございます。</p> <p>続きまして、29ページをご覧ください。申請地は高浜1丁目の5筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。</p> <p>30ページをご覧ください。30ページですが、申請地で何を作付しているか、どのような農業用施設があるか、誰が農業に従事しているかが記</p>
-----------------------	--

	<p>載されております。また、30ページの下の欄外ですが、ちょっと見にくいかもしれませんが、「現地確認の結果、記載内容に相違がなく、生産緑地法第2条第1号に規定する農地であると認めます。」という文言とともに、現地確認をされた委員の署名をいただいております。ちょっと穴をあけている都合上、見えにくいかと思いますがページの継ぎ目のあたりにサインをいただいております。</p> <p>30ページから34ページまで、計5筆についてそれぞれ委員の署名をいただいております。</p> <p>それでは、次の申請に移りたいと思います。39ページをご覧ください。この申請地は高浜3丁目の5筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。40ページから44ページまで、計5筆についてそれぞれ委員の署名をいただいております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。2件の申請について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの高浜の地区のうち、事務局から説明につきまして、西田委員が担当しておりますので、西田委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>高浜地区を担当しました西田です。こちらの申請地につきましては9月21日に現地調査を行いまして、現地調査を行った場所につきましては別途の資料のとおりで、申請書の記載のとおりになっておりましたので、確認の上、私のほうで署名をさせていただきました。</p> <p>補足としまして、45ページの写真のところの上のほうにですね、農地と手前との間に3mかける3mくらいですかね。いわゆる農地でない土地があるんですけども、今回生産緑地の視点に当たりましてですね、農地に対する搬入路というんですか。機械を農地に運び込むための搬入路としてこの土地がありまして、現在農地ではありませんけども、いわゆる搬入路の指定を受けられるというふうに聞いておりますので、こちらのほうも確認をしまして私のほうで署名をさせていただきました。</p> <p>特にご説明させていただくのは以上になります。</p>
議 長	<p>今のこの道路というのは地目は田。</p>
委 員	<p>田です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。西田委員のほうから補足説明がございましたけども、特にないということでございますが。</p>

	<p>何か委員の皆さんのほうからご意見、ご質問等ありましたらお受けしたいと思います。</p> <p>これ1072平米程ありますからね。500平米以上ということでございますので。これは面積的にはクリアしております。</p> <p>これは場所的には家具屋さんのある、横の新幹線との間やな。道路の。</p>
委員	<p>そうです。国道と新幹線の間で家具さんのすぐ西側。高槻側の。</p>
議長	<p>高槻側やな。</p>
委員	<p>高槻側の田んぼになりますね。</p>
議長	<p>今の阪急のやってるマンションの反対やな。</p>
委員	<p>そうですね。家具さんの西側ですね。</p>
議長	<p>はい。そこで1072平米を生産緑地地区として農地を保全していくと、こういう申し出でございます。</p> <p>それについて何かございませんでしょうか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議ないものと認めまして、それでは西田委員が確認を行った2件の申請について生産緑地地区として適していると認める方は、賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>挙手全員により、27ページから46ページまでの2件については適しているものと認めます。</p> <p>それでは47ページ以降について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の49ページをご覧ください。申請地は広瀬4丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。50ページの下に委員の署名をいただいております。</p>



<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ただいま、事務局から説明のありました案件でございますが、審議に入ります前に、本件は、浅田委員にかかわる事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、浅田委員は議事参与が制限されます。浅田委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(浅田委員 退席)</p> <p>浅田委員には一時退席していただきました。 それでは、担当の栗辻委員から補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>農業委員の栗辻でございます。今、事務局のほうからですね、説明ありました申請地について現地調査いたしました。その結果ですね、申請の内容と特に違うところはない、問題ないというふうに思っております。浅田委員の場合ですね、非常によく農地として手入れされていましてですね、よくやられているなという感じですね。</p> <p>現地調査しましたのは9月21日で問題ないかと思えます。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>これは広瀬か。これ地図でどこや。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局わかるか。この地図で言うとどこや。</p>
<p>議 長</p>	<p>場所がわからんと指示できひんや。</p>
<p>委 員</p>	<p>場所はね、4丁目。</p>
<p>委 員</p>	<p>この地図で言うたらどこになる。ないの、これ。</p>
<p>事務局</p>	<p>ちょっとお待ちいただけますか。済みません。</p>
<p>事務局</p>	<p>25ページに載っています。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは地図ですが、25ページをご覧ください。25ページの下のあたり。下の右側ですね。</p>
<p>委 員</p>	<p>広瀬4丁目の。</p>

事務局	<p>そうですね。広瀬4丁目と書かれているところの上のところですね。</p>
議長	<p>そこを生産緑地としてしているということでございます。 面積は635平米ということで500平米越えています。 大丈夫ですか。 発言がないようでございますので、質疑を終結して、採決を行いたいと思います。粟辻委員が現地確認を行った1件の申請について生産緑地地区として適していると、認めることに賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員により、47ページから52ページまでの1件については適しているものと認めます。 それでは、浅田委員の議事参与制限を解除いたします。</p> <p style="text-align: center;">(浅田委員 着席)</p>
議長	<p>浅田委員に報告いたします。退席いただきました案件は生産緑地地区として適していると認められましたのでご了承ください。 それでは、53ページ以降について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の55ページをご覧ください。申請地は広瀬1丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。56ページの下に委員の署名をいただいております。 それから、場所ですが、25ページをご覧ください。25ページの幾つかある中で一番左側にあるところですね。左側の農地1筆でございます。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件、これについては田中委員が担当されておりますので、田中委員から補足説明をお願いいたします。</p>
委員	<p>広瀬地区の田中でございます。現地調査を9月21日に実施をいたしております。私が調査を行った場所については申請書に記載のとおりとなっておりますので、署名をいたしました。特に、問題はございません。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。田中委員の中では特に問題はなかったということでございますが、委員の皆さんのほうからご意見、ご質問等あり</p>

委員	<p>ましたらお願いいたします。</p> <p>面積は■■■■■。</p>
議長	<p>ないでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしという声が出ておりますが、ないようでございますので質疑を終結いたします。それでは採決を行います。</p> <p>それでは、田中委員が現地確認を行った申請について、生産緑地地区として適していると認めることに、賛成される方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員挙手により53ページから58ページまでの1件については適しているものと認めます。</p> <p>それでは、59ページ以降について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の61ページをご覧ください。申請地ですが、広瀬1丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。62ページの下に委員の署名をいただいております。場所につきましてはちょっとほかのものとまとめてご説明させていただきますので、続けてご説明進めさせていただきます。</p> <p>66ページをご覧ください。申請地は広瀬1丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。67ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>続きまして、71ページをお開きください。こちらは広瀬1丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。72ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>続きまして、76ページをお開きください。こちらも広瀬1丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。77ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>そうしましたら、ここで一度地図をご覧ください。25ページをお開きください。ただいまの4件ですが、その前に見ていただいた左端のところの右側に1つ、2つ、3つ、4つあるかと思っておりますので、その4つが今回の、ただいま申し上げた4件でございます。</p> <p>それでは続けて説明させていただきます。81ページをお開きくださ</p>

委員	<p>い。こちらも広瀬1丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。82ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>こちらは、また25ページにお戻りいただきまして、25ページの。</p>
委員	<p>1丁目の上のほうちゃうの。25ページの。</p>
委員	<p>25ページの真ん中のところ。</p>
事務局	<p>1丁目の上やな。</p>
事務局	<p>お待たせしました。25ページの上から2つ目のところですね。ちょうど広瀬1丁目と書かれているところでございます。</p> <p>続きまして、88ページをご覧ください。こちらも広瀬1丁目の、今度は6筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。89ページと90ページに委員の署名をいただいております。</p> <p>地図で言いますと先ほどの25ページの、先ほど見ていただいたこの広瀬1丁目と書かれているところの上の部分ですね。先ほどご覧いただいた部分の上になります。</p> <p>続きまして、95ページをお開きください。こちらは広瀬5丁目の4筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。96ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>地図ですが、こちら25ページでございますね。25ページの下の方真ん中あたりにある大きなところですね。ここになります。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>5件。</p>
事務局	<p>7件。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から7件の説明がございました。担当が浅田委員というところでございますので、浅田委員から補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>9月26日に町の関係者と現地確認いたしました。それぞれ今の説明のとおりで異議ございません。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問がございましたら、お受けいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ございませんか。この地区はかなり人口の多いところですね。これだけの生産緑地ができるということはかなり効果があるのではないかと思いますね。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、採決を行いたいと思いますけど、よろしいでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、異議ない。59ページから98ページまでの7件の申請につきまして、生産緑地地区として適していると認めることに、賛成される方は挙手を願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>それでは、挙手全員により、59ページから98ページまでの7件については生産緑地に適しているものと認めます。</p> <p>それでは、99ページ以降について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書の101ページをお開きください。申請地は広瀬1丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。102ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>場所ですが、25ページをお開きください。25ページの真ん中あたりでございますが、この農地をたどっていただくと、申請農地で言うと上から3つ目のあたりですね。ちょうど真ん中あたりですかね。こちらの1筆でございます。</p> <p>続きまして、106ページをお開きください。申請地は広瀬1丁目の1筆で、申請者、申請上の面積、地目はご覧のとおりとなっております。107ページの下でございますが、委員の署名をいただいております。</p> <p>その理由につきまして、若干補足させていただきたいと思っております。こちらですが、町があっせんしておりますファミリー農園となっておりますため、概要書に記載のある主な農業従事者と異なっていると考えられるということでございます。また、所有者4名の共有でございますが、うち2名の方の同意が得られていないということでございます。このことから、署名をされなかったということでございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明のありました案件について、審議に入ります前に、本件は、粟辻委員にかかわる事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、粟辻委員は議事参与が制限されます。粟辻委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(粟辻委員 退席)</p>
議 長	<p>粟辻委員には一時退席していただきました。</p> <p>それでは、担当の浅田委員から補足説明がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2件あるわけですね。先のほうの案件については同じく9月の26日に関係者と現地調査して支障はないということで同意いたしました。</p> <p>次の案件ですね、今事務局から説明のありましたとおり若干規則どおり、外れておりますので、いたしておりません。以上です。</p>
事務局	<p>99ページから103ページまで。</p>
議 長	<p>はい、ちょっとわかりにくかったと思いますけども、何かご意見、ご質問ございましたらお受けしたいと思っておりますけども、要するに99ページから103ページ、この件と104ページから109ページ、2件ほどあるんですけども、後半のほうは4名の共有名義であって2名の方の同意が認められないという件。それからもう1つはそれがファミリー農園として貸してしまっていると、これ生産緑地と自分がやるということでございますので、貸してしまっているということでそれは認められないということ。</p> <p>それで99ページから103ページの件につきましては、浅田委員のほうの説明のとおり、これは生産緑地として認められると、こういうことですね。</p> <p>以上につきまして何かご質問ございませんか。</p>
委 員	<p>はい。会長。</p>
議 長	<p>はい、中村委員。</p>
委 員	<p>ちょっとお尋ねしたいんですけど、これファミリー農園といったら貸すということは緑地法とはまた異なっているのかなと。</p>

議 長	はい。事務局のほうで説明をお願いします。
事務局	そうですね、ファミリー農園なんですが、生産緑地地区の指定について説明会を都市計画課が開催したんですが、そのときにファミリー農園は主たる農業者が不明確であるため、生産緑地地区に指定できませんというご説明をさせていただいて、資料も配布させていただいているということでございます。主たる農業者が不明確という理由でございます。
議 長	よろしいでしょうか。
委 員	はい。
議 長	皆さん方もこの生産緑地法というこういう本で私もちょっと勉強したんですよ。市民農園とかね、そういうなんはできるんですよ。その後、地主が中心になって物の作り方を指導したりね、そういうふうなことやっていると。もう丸っきり貸して第三者がやって渡すと。小作とかね。そういうのについてはなかなかね、認められないということを書いていますね。法律ですから。 何か質問ございませんでしょうか。ないようでございますので賛成か挙手をとります。よろしいですか。 それでは質疑を打ち切りまして、採決をとりたいと思います。賛成の方、挙手を願います。
委 員	これはどっちが。2件とも。
議 長	2件とも。提案どおりでね。 1件目でいきましょうか。 それでは、1件目の99ページから103ページ。これを緑地として認めるということについては賛成の方。
	(賛成者挙手)
議 長	2件目の104ページから109ページの件で、これは認められないということについて、賛成の方。
委 員	認められないということですね。
議 長	認めないということですよ。

議 長	<p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p> <p>はい。これも全員賛成ということで、そういうこととして回答をしたいと思えます。</p> <p>それでは栗辻委員の議事参与制限を解除いたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(栗辻委員 着席)</p> <p>それでは、栗辻委員に報告いたします。退席いただきました案件は、99ページから103ページまでの申請については、生産緑地地区として適していると認められます。</p> <p>104ページから109ページまでのもう一件の件につきましては、適していないと回答することとなりましたのでご了知ください。</p> <p>それでは、110ページ以降について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の112ページをご覧ください。112ページですが、山崎5丁目の1筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。113ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>続きまして、117ページをお開きください。こちらも山崎5丁目でございます。申請3筆ございまして、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。118ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>この2件でございますが、場所につきましては23ページをご覧ください。23ページに2カ所表示してあるかと思いますが、この2カ所が今回申請が出ている2件でございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明のありました案件は、木村委員が担当しておりますので、木村委員から補足説明をお願いいたします。</p>
委 員	<p>山崎の担当をしています木村でございます。9月28日に調査をさせていただきました。私もですね、勉強して行ったんやけども、まさかこの辺が市街化地域であるというのをちょっと忘れていたと。</p> <p>見ると昭和25年、30年度ですか。昭和25年に市街化地域になっていますね。それをずっと考えるとね、これサントリーがどんどん大きくしていくなといったことでやりやすいように市街化地域にしといたのかなと。そういう余り増えていないと。今現状もサントリーさん余り山のほう</p>



	<p>はほとんど買収するという事はないみたいです。</p> <p>だけど、生産緑地にしている限り、この竹やぶであっても一応竹であっても、タケノコかっってもできるわけですね。そういうことでオーケーと。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたら、お願いしたいと思っております。これは地目は畑で実際は竹やぶというところでございますが、竹やぶでも当然いいし、これ池沼もできますしね。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>ちょっと質問。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
委 員	<p>このね、真ん中のところね、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>平米。</p>
議 長	<p>何ページ。</p>
委 員	<p>117。真ん中、畑かっこしてね、それから山林と書いていますね。これはどっちになっとんですか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
委 員	<p>山林やけど現況は畑というんと違う。</p>
委 員	<p>そういうことですよ。</p>
事務局	<p>お待たせしました。登記地目が山林ですね。現況が畑ということでございます。</p>
委 員	<p>だけどその登記が山林になっってかけるの必要のある評価になっるとるわけ。</p>
議 長	<p>評価じゃなしに。</p>
委 員	<p>いやいや、やから評価やけどね、農地でないものを生産緑地にする必要ないでしょ。</p>

議 長	だからその場合はね、地権者はできるんですよ。全然メリットがないわけで、メリットはない言うとしたやん、デメリットばかりもらいよんねん。
委 員	いやいや、何のためにやるんかということ。
議 長	ほかは調整区域やから。ここは市街化区域の中やから。
委 員	いやいや、市街化区域の部分もあるんちゃう。
議 長	あつての何かこれどうなるんかな。
委 員	山林になる。農地じゃないんだから申請する必要ないんじゃないですか。
議 長	農地。事務局が言うとしたみたいに農地等やからね。厳密にその辺もね、これ読み取れん。農地等やから。それに農地と似たような場所ですからね。山林で地目してたとしても。
委 員	いやいや、山林のところにね生産緑地にする必要ないと思うけどね。
議 長	うん、だから僕みたいにね、生産緑地にしんでもこれやったらメリットはないわけよ、事務所にしたら。メリットというのは税金を配慮してもらうことが目的なだけやろ。
委 員	メリットがあるとかないとかじゃなくて、その地域の生産緑地として指定する必要のないもんちゃうんかと。山林やったら。
委 員	そういう考えもあるけどね。
委 員	考えと言ったらあかんけどね、どっちになつとるかということ。
議 長	そこは事務局のほうに。
委 員	それでね、現状が畑になったからと言うて畑のあれで税金とっているわけ。

委員	そうやな、税金の問題やな。
議長	それはわからん。
委員	生産緑地法というのは税金を免除するための法律やからね。
議長	その辺はどうなん。
事務局	すみません、会長。ちょっとお答えさせていただきます。この地目が山林ということなんです、あくまで市街化区域ということになりますので、今回生産緑地を指定させていただくことによってですね。個々で何ぼ安くなるかとかということにはちょっと言えないんですけども、基本的には生産緑地地区についての税が適応されるということになるので、一定のメリットはあると。なので生産緑地地区に指定するという意味がないというわけではないというふうにご理解いただけたらありがたいと思います。以上です。
議長	よろしいですか。
委員	ようわからん。
委員	現況でね、市街地で山林の地目のところは税金高いんでしょうか。何割か。それをもともとの山林に戻すということやったら意味がわかる。多分そのように解釈したらそのように取れるし。
委員	そのようになってないということ。
委員	その税金はわからん。けど、本人は意識してこれを出したと思う。税金高くなかったら出す必要ないやん、今の話で。
委員	そこまでいってないけど。
議長	それはね、推測したらね、それは個人個人がやっていることやから、これはやっぱり個人情報に当てとるからその辺は言えないけども、今浅田さんが言い合ったように、市街化区域にしとる土地は若干税金高いですよ。
委員	山林にしたら高い。

議 長	<p>そりゃ調整区域のほうが安いですよ。そのメリットはあるけども、今まで議論してきた駅前近くの土地と、それを生産緑地にしたようなメリットはないですよということなんですよ。ただ、その間、逆にやね、生産緑地にすると30年後やったら死ぬまでやね、そりゃできないんやから。売ることと返すということができないんやから。そっちのデメリットは大きいですよということです。それは本人の個人個人の判断やから。それはもう我々がどうのこうの言うことはできない。以上です。</p>
議 長	<p>どうですか。木村さん何か。</p>
委 員	<p>いや、ないです。</p>
議 長	<p>それでは、特に発言はないようでございますので、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。今の山崎の件。</p> <p>それでは採決いたします。木村委員が現地確認を行った2件の件について、生産緑地地区として適していると認めることに、賛成される方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手多数により、110ページから120ページまでの2件の申請については適しているものと認めます。</p> <p>それでは、121ページ以降について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の123ページをご覧ください。申請地は東大寺4丁目と大字東大寺の計2筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。124ページの下に委員の署名をいただいております。</p> <p>続きまして、129ページをお開きください。こちらは東大寺4丁目の3筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。130ページの下でございますが、委員の署名はいただいております。</p> <p>署名がされていない理由につきましては、井上委員にご説明いただいた後、必要に応じて事務局からもご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、134ページをお開きください。申請地は東大寺2丁目の2筆で、申請者、面積、地目はご覧のとおりとなっております。135ページの下でございますが、こちらも委員の署名はいただいております。</p> <p>こちらにつきましても後ほど、委員にご説明いただいた後に、事務局からも必要に応じて補足させていただきます。</p> <p>それから場所でございますが、24ページをお開きください。ただいま</p>

<p>議 長</p>	<p>3件審議していただいておりますが、まず1件目のほうがですね、24ページの左上のところでございます。2件目がその下でございます。それから3件目が右端のほうにございます。こちらの農地でございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>委 員</p>	<p>ただいま、事務局から説明のありました3件、これは井上委員が担当しておりますので、井上委員から補足説明をお願いします。</p> <p>はい。東大寺、井上です。今の3件ですが10月4日に現地調査に行きました。121ページから126ページの案件ですが、これは山も整地されておりまして、タケノコも現在出荷されているということで、何ら問題ないということで署名いたしました。</p> <p>次の127ページから132ページの1件ですが、これは1つがですね、現在駐車場になっておりますので、農地転用をされる必要があるということで署名はしておりません。駐車場のスペースを見ましても500平米に満たさないのので下限値が300平米になった時点で再度申請されたらどうかと思います。</p> <p>最後の133ページから137ページの1件ですが、これはファミリー農園ということで、書きかえる方が農業所持者と異なるということで、これについても署名はしておりません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>123ページからについては適している。129ページからについては駐車場のほうにですね、農地転用は出ていないけれども、変更されているんですよね。</p>
<p>委 員</p>	<p>変更されていませんが、現状としては。</p>
<p>議 長</p>	<p>実態はね。134ページは貸し農園ということでございますね。皆さん方のほうからご意見、ご質問がございましたらお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長、すみません。ちょっと1点だけよろしいですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局</p>	<p>恐れ入ります。ちょっと資料の131ページをご覧いただきたいと思っております。ちょっと事務局からの訂正でございますが、131ページの中に地番を書いた紙を持っているんですが、紙を持っているところの筆3つ書いているんですが、これと130ページに書かれている3筆とが一致しない</p>

	<p>という状況でございます。正しいのは申請書のほうが正しくて、写真のほうが悪っておりますので訂正させていただきます。</p>
議 長	<p>はい。ほか、ありませんでしょうか。</p>
委 員	<p>■■■■■さんの案件。</p>
議 長	<p>固有名詞はあかんで。</p>
委 員	<p>失礼しました。</p>
議 長	<p>はい。その他、質問ございませんか。 特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。 それでは、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	<p>異議ないものと認めまして、採決いたします。 それでは、121ページから126ページまでの1件につきまして、生産緑地地区として適しているということに賛成の方、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ということでございます。 それでは、127ページから137ページまでと、137ページからの2件については、申請について適していないと回答することに賛成される方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>ありがとうございます。どちらも挙手全員により121ページから126ページまでの申請については適しているものと認め、127ページから137ページまでの2件の申請については、適していないと回答することとします。 それでは、22ページに戻っていただきたいと思っております。 島本町から農業委員会の意見を回答するよう求められておりますので、回答文書の内容について審議を進めてまいります。まず、事務局が案を用意しておりますので、事務局案をお配りしたいと思っておりますが、ご異議ござ</p>

	<p>いませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議がないようでございますので、事務局は案を配付してください。</p> <p>(事務局が案を配付)</p>
議 長	<p>それでは、事務局案について、事務局から説明をしていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、お配りいたしました事務局案をご覧ください。</p> <p>「島本町生産緑地地区指定について(回答)」という題名で、島本町農業委員会会長名で島本町都市創造部長宛てに回答するという形になっております。本文を読み上げます。</p> <p>平成30年9月11日付、島都計第671号にて依頼のありました表記の件について別紙15件の土地を都市計画に生産緑地地区として定めることについて適していると認めます。なお、申請のあった18件のうち3件については生産緑地法各条の要件を満たさない可能性があると考えられます。</p> <p>以上が事務局案の内容でございます。別紙として15件、先ほどご承認いただきました15件の土地と所有者、面積について記載しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただいまご説明いただきました意見書の内容について委員の皆さんからご意見、ご質問等がありましたらお受けいたします。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。井上委員。</p>
委 員	<p>この生産緑地法の要件を満たさない物件につきましては各個人に連絡は誰が、あかんかったよというのは誰が言いに行く、私が言う。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>この回答を都市創造部長宛てに回答させていただきまして、その後、都市計画課のほうで手続進みましてその後、都市計画課から回答されるかと</p>

	<p>思いますので、委員さんから個別に回答していただく必要はないかと思 います。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。ほかに何か質問ございませんか。</p>
	<p>はい、田中委員。</p>
<p>委 員</p>	<p>下から2行目なんですけども、生産緑地法の各条の要件を満たさない可 能性があると考えられますというか、何かちょっと中途半端な表現ではな いか。そういうふうになつとるんですけども、農業委員会としてこの内容 でいいのかなとちょっと疑問があるんです。</p>
<p>議 長</p>	<p>認められませんかと言いきれということ。</p>
<p>委 員</p>	<p>一応そうですね。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません。まず、生産緑地地区の指定についての申請というのを、島 本町長宛てに申請者頂戴しておりまして、それを受けて島本町として該当 しはる、しはらへんというのを決めるにあたって農業委員会のご意見を承 っていると、今状況ですので、最終的な判断というのは町が責任持ってす る必要があると、事務局としては考えております。</p> <p>ですから、今回農業委員会の会長名で都市創造部長宛ての回答文につい てはですね、ちょっと断定的なとこまで言い切っちゃうって、該当しませ んと言うのはちょっと重たい話じゃないかなというふうに思います。最終 的には今回の農業委員会の会長名の回答を持って、町として責任を持って 決定させていただきたいというふうに考えております。</p> <p>答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>島本町のほうへ先に私が提言ということでお願いしてというのもあれな んで。このほうがいいんじゃないかと思えますけど。私としては。会長と しては。</p> <p>ほかに何かご質問ございませんか。</p> <p>特に発言がないようですので、質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、採決を行いたいと思えますけども、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>



議 長	<p>ご異議ないものと認め、採決いたします。</p> <p>それでは、島本町生産緑地地区指定について、事務局案のとおり回答を提出することに承認される方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。挙手全員により、事務局案のとおり回答を提出することといたします。</p> <p>以上で本日の議案の審議が終了しましたが、委員の皆さんから、その他何かございませんでしょうか。</p> <p>事務局からございませんか。</p>
事務局	<p>事務局から3点、お知らせとお願いがございます。</p> <p>まず1点目、新規就農希望者の支援についてのご報告とお願いでございます。</p> <p>2カ月ほど前でございますが、8月に、島本町内で新規就農をしたいという方からご相談をいただきました。農業大学校で農業の勉強をされまして、相談内容も先進的な水耕栽培をしたいということで資料をお持ちいただきまして、資金計画等も具体的であったため、大西会長と3名の委員にもお話を聞いていただくなどし、希望条件に合った農地の紹介に向けて準備を進めておりました。</p> <p>しかしながら、水の確保が難しいことなどを理由に、島本町での就農を断念されまして、別の場所での就農を決められました。</p> <p>今回は就農には至りませんでした。今後、同様に希望者がいらっしゃった場合に、スムーズに農地を紹介するためには、事前に土地所有者の意向を確認しておくことが重要であると考えられます。</p> <p>そのため、農地所有者を対象に、臨時の農地利用意向調査といたしまして、アンケートの実施をしたいと考えております。内容につきましては現在検討中でございますが、農地を売りたい、貸したい、後継者がいないなどの事案が発生していないかどうかを確認する内容とする予定でございます。</p> <p>アンケートの配布、回収等は、委員の皆様にご協力いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、新規就農の相談があった際には、委員の皆様にも主体となっただきまして、事務局とともに就農の支援をしていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、2点目、農地パトロールについてでございます。10月1</p>

	<p>9日から、11月1日まで、7地区に分けてパトロールを実施いたします。各地区のスケジュール、集合場所につきましては、本日お渡ししております、会議始まる前に皆様の机に置かせていただいております「遊休農地パトロール実施予定」と書かれた紙をご参照ください。小雨程度であれば予定どおり実施いたしますが、強い雨の場合など、実施できない場合には、再度日程調整をさせていただきます。</p> <p>なお、農地台帳に登録されているにもかかわらず、駐車場等、農地以外に転用されている事例が発生しておりますので、今回のパトロールでは、例年以上に時間をかけて回りたいと考えております。</p> <p>当日でございますが、農業委員会の帽子と腕章を着用の上、集合場所にお越しください。</p> <p>最後に3点目ですが、農業委員会大会についてのお知らせでございます。農業委員会の開催通知に同封させていただきましたが、来週の木曜日、10月18日に大阪府農業委員会大会が開催されます。</p> <p>当日は、貸し切りのマイクロバスで移動しますので、委員の皆様は、10時25分までに役場前駐車場にお越しください。</p> <p>やむを得ず欠席される方は、本日中に事務局までお知らせください。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>ただいまの件につきまして、何かご質問ございませんか。農業委員会大会についてはよほどのことがない限り、欠席ということのないように、よろしく願いいたします。</p> <p>ございませんか。ないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。どうも、本日はご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第7回島本町農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
議長	
事務局	